

総合科学技術会議 第十回評価専門調査会

議事録

日 時：平成13年12月19日（水）

場 所：合同庁舎4号館4階第4特別会議室

出席者：桑原会長、石井議員、井村議員、黒田議員、白川議員、
江崎委員、加藤委員、国武委員、末松委員、谷口委員、
寺田委員、鳥居委員、藤野委員、増本委員

大熊統括官、和田審議官、有本審議官、浦嶋審議官、小巻参事官

欠席者：吉川議員、石田委員、大島委員、大田委員、鈴木委員、常盤委員、
鳥井委員、西室委員、

議 事：

1. 大綱的指針について（議題1）
2. 国家的に重要な研究開発の評価について（議題2）
3. 評価専門調査会（第9回）議事録について

資 料：

資料1：「国の研究開発評価に関する大綱的指針」解説書（案）

資料2：国家的に重要な研究開発の評価について（案）

資料3：評価専門調査会（第9回）議事録（案）

（机上資料）

- 国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成13年11月28日）
- 科学技術基本計画（平成13年3月30日）

議事録：

① 開会

冒頭、桑原会長より、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」が11月28日の第12回総合科学技術会議で総理に答申され、これに基づき同日付で内閣総理大臣決定されたことが報告された。

② 議題1：「国の研究開発評価に関する大綱的指針」解説書（案）について

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」解説書（案）について事務局より説明後、各章毎に議論。

《第一章》

【井村議員】

第三者評価と外部評価の使い方が複雑になっている。政策、課題、機関ではそれぞれ外部評価、第三者評価の定義が異なる。これらを解説書に整理したらどうか。

評価のための資源や人材の確保の必要性についてきちんと述べているのか。ミレミアムプロジェクトの評価をしたいが、評価のための予算を確保していないために実施が容易ではない。このようなことにならないようにする必要がある。

【小巻参事官】

第2章のp24の「7. 評価実施体制の充実」の本文のところで、その必要性を述べている。

【桑原会長】

第三者評価と外部評価については、解説を詳しくしたい。

【小巻参事官】

政策評価では、基本的に自己点検評価である。そのため、政策評価との整合性を留意した書きぶりにしたいと思う。

【増本委員】

解説書に細かなことを書くのはいかがか。これが一人歩きする可能性がある。様々な評価対象が一つにまとめられており、これが一様に記述されているため、理解しづらいところがある。そのことを注意して記述して欲しい。

大型プロジェクトはともかく、個人の研究者の評価において、効率を強調してよいのかという疑問もある。大綱的指針では、わかりにくい部分について、解説書で記載する必要があるのではないか。

【桑原会長】

解説書は、内閣府事務局が作るものとして位置付けたい。その際、評価専門調査会の意見を聞きながら作成したということになる。

解説書が詳細に入り、量的に膨らんでいる傾向があるがどうか。解説する必要のないところは削除するということも考えられるが。

【谷口委員】

解説書の位置付けが重要である。総合科学技術会議は大きなガイドラインを決めることであり、詳細まで言及しないのが基本的な考え方である。従って、解説書の位置付けにもよるが、解説書があまり詳細となるのも望ましくないのではないか。

【桑原会長】

基本は大綱的指針にあり、解説書は参考としての位置付けである。大綱的指針を理解するための参考であり、それにプラスアルファされるものではない。

【黒田議員】

解説書の中に、利根川先生の意見として評価者メンバー構成の記載があるが、これは特定個人の意見であり一人歩きすると問題もある。削除してはどうか。

【桑原会長】

利根川氏の意見を完全に引用すると、このようになってしまう。これについては、全面削除することで対応することを検討したい。

【小巻参事官】

一人歩きするのは困るとの意見を各省からもいただいております、出来るだけ用語の解説にとどめ、量的にも減らす方向としたい。

【寺田委員】

「はじめに」のところに、解説書はあくまでも参考としての位置付けであることを明記し、これがあたかも指針として一人歩きしないようにすればいいのではないか。

第2章の評価者の選任において、「例えば年齢、所属機関、性別等・・・」の項における利根川先生の記述では、例えば助手や助教授が半分という記述があるが、現在の日本の体制では困難である。この項を全面的に削除するか改訂することを重ねてお願いしたい。

【白川議員】

第2期科学技術基本計画では、全文を読まれないために、2つの誤解を与えたことを反省すべきである。その一つは重点化を強調する意図が基礎研究の切捨てに、もう一つはノーベル賞の受賞数30人が結果というより目的として捉えられたことである。

このようなことが大綱的指針でも起こらないようにするために、本解説書の位置付けを明確にすることが重要である。

【末松委員】

第2章の「(4)柔軟な評価方法の設定」に記載されている、「基礎研究」の意味合いが、基本計画の基礎研究の意味と若干乖離がある。基本計画の基礎研究には、「用途を直接に考慮することなく」というような記述はない。応用研究も開発研究も少し表現を簡単にしてはいかがか。

【井村議員】

第2期科学技術基本計画を策定する際に、基礎研究の表現には非常に迷った。研究者の自由な発想にもとづくということをいれたのはそのため、応用を目指した研究であってもよい。第2章の16ページはむしろ除いた方がよいのではないか。

【末松委員】

基礎研究、開発研究、応用研究について、記載を修正してはどうか。

【桑原会長】

この基礎研究、応用研究、開発研究のところはご主旨に沿って修正し、残すこととしたい。

【国武委員】

サイテーションインデックスの使い方は難しいものの、現状の記載はあまりにもその有用性を否定したようになっているのではないか。事前評価においても有用な場合があることを記載すべき。

費用対効果の表現は比ではないのか。本文中の表現なので変更はできないが。

【鳥居委員】

費用対効果については、費用対効果分析とした方がよいのでないか。

情報公開の記載について、知的財産権の取得情報の公開を制限するような記載は問題でないか。外国人は特におかしいと感じるのではないか。国家安全保障、個人情報、企業秘密などは理解できるが、知的財産権の取得情報を同列にするのはおかしい。少し別の書き方をしたほうがいい。これについては理由を伏して情報を公開しないということが必要ではないか。

【小巻参事官】

知的財産権については、特許取得前という意味である。その意味合いを明確にしたい。

【桑原会長】

ご主旨を反映して表現を変えてみたい。

【増本委員】

第2章5ページの「国家安全保障上の理由等」の説明は、もう少し詳細に記述する必要があるのではないか。

【桑原会長】

書きはじめると複雑な問題なので、場合によっては記述しないという考え方もあるのではないか。文案を考えたらうで、余りに複雑になるならば記載そのものを再考したい。

【小巻参事官】

国家安全保障は防衛関係のものであり、これについては外部評価を除外するという主旨で記載している。ここでは「等」の説明を入れているが、ここをどのように表現するかは検討させていただきたい。

【石井議員】

第3章17ページに指針対象外の研究開発として、人文社会科学の取り扱いの記載があるが、対象の定義が第1章の「科学技術」の定義と一致していない。

【小巻参事官】

大学の教育の機能などを想定していたが、それを除いてしまったために文章に問題が生じた。再度検討したい。

【井村議員】

人文科学と自然科学の融合も認められる中で、国費を使った人文社会科学を全く評価の対象外とするのは問題である。人文社会科学の時には、その特性に十分留意して適切に評価するというで記述するのが望ましいのではないか。

【江崎委員】

ものづくりを考えたときに、クオンタムコンピューターのように基礎研究から応用・開発研究までが融合したような、従来の研究の流れと異なる研究が展開している。基礎研究や応用研究のような型にはめるような定義は良くないのではないか。

研究にも評価しやすいものと評価しにくいものが存在し、評価しやすいものを評価する傾向がある。しかし、評価しにくいものに重要な研究があることに留意して、このような研究を支援していくことが重要である。

【桑原会長】

それについては、第2章の15ページに、「基礎研究、応用研究、開発研究等の各性格が混在する等」というふうに、江崎先生のご主旨はここで十分うけている。

【谷口委員】

学問には多様性があり、その価値は測れない部分がある。そのために評価に限界があることを認識されており、従って評価は慎重に行い、対象によっては弾力的に運用する必要がある。この解説書が、外部に出されるのであれば、これについて十分審議される必要がある。その際、この解説書の位置付け、そして評価の限界や学問の多様性を明確に前文に示す必要である。

【桑原会長】

弾力的に評価を行うべきであることは、大綱的指針に十分記載したつもりだが、再度確認したい。また、解説書にも、位置付けについては、きちんと書き込むことにしたい。

解説書に、江崎先生のお話しされたような事例を追加することを検討してみたい。

【増本委員】

大規模なものは、厳正な評価が必要であるが、個人研究では評価により縛られないようにする必要がある。エフォート制度の導入において、過度の研究費の集中に言及されているが、この様な事例の発生は、研究者の過失ではなく、縦割り行政の弊害である。実際に個人が何十億円の研究費を受けて、無駄に使ってしまうということがある。このようなことはこれからますます起こり得る。研究費を受け取った研究者は、全てひっくるめた成果を、それぞれ研究費をもらっている省庁に当該テーマの成果であると報告してしまっている。このような事態にならないように、省庁間で十分連携を図り、無駄な投資をなくす重要性を記載してはどうか。

【井村議員】

文部科学省以外の研究費は班研究が主体となっており、それぞれの班に所属している研究者に対する研究費の流れが把握できていない問題がある。例えば、40人が一つの班に所属しているという例もある。増本委員の指摘の点は、科学技術システム改革で議論している。これからは、研究者の一人一人のアイデアや研究を重視していくことが重要であり、また研究費が一人の研究者に過度に集中しないようにデータベースを活用することが必要であることを盛り込むつもりである。

資金の配分の際、研究経歴のあるプログラムディレクターが細かなことにまで目配りをし、優れた研究開発課題に対して資金を出すシステムにすることが必要である。領域毎に研究状況を把握できるプログラムディレクターを養成することで、研究費の有効で適切な配分を図る取り組みも行いたい。

【増本委員】

科学技術システム改革での取り組みについては認識している。評価の分野においても、過度な研究費の集中を避けることなどについては、少なくとも解説書には入れて良いのではないか。

【桑原会長】

色々なご指摘を頂いたので、案文を修正して、再度諮りたい。

議題 2：国家的に重要な研究開発の評価について

【増本】

大規模プロジェクトを成功するには、優れた研究代表者がリーダーシップを取り、責任をとることができる指導者が必要である。米国で大規模なプロジェクトを遂行する場合には、必ずこのような人材がいて、リーダーシップと責任をとれる体制になっている。ITER の議論に参加していて、そのようなものが欠如しているように感じる。

優れた指導者がいること、責任をとれる体制になっているなども評価すべきではないか。

【桑原会長】

大規模なプロジェクトの評価はもちろんのことであるが、省庁横断的なものを評価する必要がある。通常、省庁の中で縦割りの評価は行われるものの、省庁を越えて評価することはなされていない。そのため、総合科学技術会議が省庁横断的なものと評価することが必要になる。背景に総務省が、政策評価の枠組みの中で、省庁横断的なものについては総務省が自ら評価するというのがあるためである。

【江崎委員】

今年のノーベル物理学賞は、原子のコンデンセーションで受賞している。これは、典型的な科学研究であるが、このような究極の科学研究を評価するようなことも考えられないか。

【桑原会長】

個人的な研究開発については、評価の大綱的指針でカバーする。一方、ナノテクというような横断的なものは、総合科学技術会議が、俯瞰的な評価を行い、ナノテク研究がバランスよく進められているかどうかを評価する等ということが必要なのではないか。

【寺田委員】

この評価専門調査会と各府省の評価委員会との関係はどのようになるのか。どのような形で評価を行うのか。例えば、各府省が行った評価書を見て、この評価専門調査会で評価をするのか。事前、中間、事後評価、全てがここで評価するものの中に入っているのか。

【桑原会長】

各省は、それぞれが所管しているものについてはきちんと評価するはずである。総合科学技術会議では、省庁横断的なものを評価するという考え方ができる。

【谷口委員】

生物系・医学系では、「再現性」ということは重要なこと。このような再現性の観点から評価することは学問的には重要なことである。

【江崎委員】

自分に好都合なデータを公表してしまうことがないわけではないので、そのような点も重要かもしれない。

【井村議員】

総合科学技術会議では、あまりにも多くのプロジェクトを評価するのはいかなものか。

総合科学技術会議が行う評価の対象は、大規模なため費用対効果の観点から評価をする必要がある。また、課題だけでなく、国家から求められるものについても評価できるようにしておいた方がよい。例えば、現在だと、特殊法人の評価が求められており、そのようなものに対しても対応できるようにしておいた方がよいのではないか。

【桑原会長】

国家から要請された研究開発に対しても評価できるような記述が必要だろう。

【末松委員】

先導的なテストシステムを評価するなどはいかがか。例えば、当時の通産省のプロジェクトで、光の技術をシステムにするときに、光技術を化学プラントに埋め込んで試行されたことがあった。それが様々な研究開発を進めるきっかけになった。このようなものも評価の対象となるのではないか。

【国武委員】

この専門調査会では、能力的にも人数的にも技術的な評価は無理である。従って、政策評価にならざるを得ない。スタンスは明確にした方がいいと思う。

【桑原会長】

能力を超える場合は、評価グループなどを作る等して評価ができる体制を整える必要がある。評価対象によっては、専門家の意見を入れないとできないので、このようなことは「手段」のところで整理をしていきたい。

【藤野委員】

評価者を集める前に、講演を行い、その後に評価するというスタイルが増えている。講演の内容を聞くとすばらしいと感じるが、実際に活用しようとする、知的財産権の問題が生じてくる。外部の評価は重要であるが、知的財産権の獲得について問題はないのか。

【加藤委員】

評価専門調査会で出す評価結果は、どこまで責任があるのか。単なる進言ではなく責任は大きいだろう。評価を実施する委員会の使命、責任、システムを作る必要があるのではないか。

【桑原会長】

ここで出すものが最終結論になると思う。従って、慎重に評価結果を出す必要がある。

③ 議題 3：評価専門調査会（第 9 回）議事録について

第 9 回評価専門調査会の議事録について、公開を前提に了解を得た。

④ 閉会

次回は 3 月頃を目処に本専門調査会を開催し、「国家的に重要な研究開発の評価について」フォローアップの状況等の報告等を受けることとした。

以上